

亀山市告示第118号

亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年6月4日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、特定空家等の除却に必要な費用の一部を補助することにより、特定空家等の適切な管理を推進し、地域住民の生命、身体及び財産の保護並びに生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「特定空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等で、亀山市空き家等対策の推進に関する条例（平成28年亀山市条例第24号）第9条の規定により市長が認定したものとする。

(補助金の名称)

第3条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市空き家対策総合支援事業補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内に存する特定空家等の所有者又は管理者で、当該特定空家等を除却しようとするものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としな  
いことができる。

(1) 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例（平成27年亀山市条例第1号）及び亀山市認定こども園条例（平成27

年亀山市条例第30号)に規定する利用者負担額等

- (2) 亀山市農業集落排水処理施設条例(平成17年亀山市条例第124号)に規定する使用料
- (3) 亀山市営住宅条例(平成17年亀山市条例第135号)に規定する家賃
- (4) 亀山市公共下水道条例(平成17年亀山市条例第131号)に規定する使用料
- (5) 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年亀山市条例第34号)に規定する負担金等
- (6) 亀山市立幼稚園利用者負担額の徴収に関する条例(平成27年亀山市条例第2号)に規定する利用者負担額  
(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、特定空家等の解体及び撤去に係る工事(以下「除却工事」という。)とする。ただし、次に掲げる除却工事に要する費用は、対象としないものとする。

- (1) 特定空家等の一部について解体及び撤去を行う工事
- (2) 他の公的な制度による補助金等の支給を受けている工事  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用と当該補助対象工事に係る特定空家等の延べ面積に次の各号に定める区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額に10分の8を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が400万円を超えるときは、400万円とする。

- (1) 木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知(公営住宅法(昭和26年法律第193号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額を定める通知をいう。以下同じ。)

における、木造の1平方メートル当たりの除却工事費

(2) 非木造 当該年度の国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における、非木造の1平方メートル当たりの除却工事費  
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(除却工事の同意)

第8条 交付申請者は、当該申請に係る特定空家等について交付申請者以外の者で所有権その他の権利を有するものがあるときは、当該申請に係る除却工事について、これらの者の全ての同意を得なければならない。

(補助金の代理受領)

第9条 交付申請者は、補助対象工事を行う業者に補助金の代理受領をさせるときは、亀山市空き家対策総合支援事業補助金代理受領届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 交付申請者は、補助金の代理受領を中止するときは、第11条の規定による実績報告書の提出までに亀山市空き家対策総合支援事業補助金代理受領届出取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定に必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了したときは、亀山市空き家対策総合支援事業補助金完了実績報告

書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 補助対象工事を行う業者は、代理受領により補助金を受領しようとするときは、亀山市空き家対策総合支援事業内訳報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の報告書は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象工事が完了した日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この告示の規定に違反したとき。

（2）第10条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

（3）前2号に掲げるときのほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、亀山市空き家対策総合支援事業補助金を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

特定空家等の概要	所在地	亀山市			
	特定空家等の種類	専用住宅	併用住宅	共同住宅	長屋住宅
	建築年次	年 月			
	階数	階		延床面積	m <sup>2</sup>

工事費等	予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	A：補助対象工事に要する費用	円
	B：国の住宅局所管事業に係る標準建設費から算出した除却工事費	円
	C：補助対象工事費 (A・Bの低い方の額)	円
D：補助申請額 (C×8/10)	円	

添付書類

- ・位置図及び現況写真
- ・所有権が確認できる書類
- ・申請者以外に所有権その他の権利を有する者がいる場合は、これらの者（全員）が除却工事に同意していることを証する書類
- ・補助対象工事の請負契約書又は請書の写し  
(補助金を工事業者に代理受領させる場合は、申請者が、補助対象工事に要する費用から補助金額を差し引いた金額を工事業者へ支払うことを記載しておくこと。)

様式第2号(第9条関係)

亀山市空き家対策総合支援事業補助金代理受領届出書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

申請者(委任者) 氏 名

㊦

電話番号

亀山市空き家対策総合支援事業補助金（以下「補助金」といいます。）の受領を補助対象工事を行う業者（以下「工事業者」といいます。）に委任するので、亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助対象工事の内容

特定空家等の所在地	亀山市
補助対象工事費	円
補助申請額	円

工事業者（受任者）

上記補助対象工事に係る補助金の受領権限の委任を受けることについて承諾します。

住所	
工事業者名	
代表者氏名	印

様式第3号(第9条関係)

亀山市空き家対策総合支援事業補助金代理受領届出取下書

年 月 日

亀山市長 様

住 所

申請者(委任者)氏名

㊦

電話番号

年 月 日に提出しました亀山市空き家対策総合支援事業補助金代理受領届出書については、亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

補助対象工事の内容

特定空家等の所在地	亀山市
補助対象工事費	円
補助申請額	円
取下げ理由	

工事業者(受任者)

住所	
工事業者名	
代表者氏名	

様式第4号(第11条関係)

亀山市空き家対策総合支援事業補助金完了実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所  
氏名 ④  
電話番号

年 月 日付け亀山市指令亀都第 号で補助金の交付決定を受けた亀山市空き家対策総合支援事業補助金（以下「補助金」といいます。）に係る除却工事が完了したので、亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 特定空家等の所在地 亀山市
- 2 特定空家等の種類 専用住宅 併用住宅 共同住宅 長屋住宅
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
  - (1) 除却工事の領収書の写し  
(補助金の受領を工事業者に委任した場合は、補助対象工事費から補助申請額を差し引いた金額の領収書の写し)
  - (2) 除却工事の完了後の写真
  - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第5号(第11条関係)

亀山市空き家対策総合支援事業内訳報告書

年 月 日

亀山市長 様

工事業者名

除却工事業者 代表者名

㊦

電話番号

補助対象工事費から補助金額（交付決定額）を差し引いた金額を受領したので、亀山市空き家対策総合支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により報告します。

記

補助対象除却工事の内容

特定空家等の所在地	亀山市
補助対象工事費	円
補助金額（交付決定額）	円
受領金額 (補助対象工事費－補助金額)	
受領年月日	